

第3期苦小牧市

# 子ども・子育て 支援事業計画

～子どもが、親が、地域が育つ、明るい子ども未来づくり・とまこまい～

一部改訂（案）

※抜粋版

こども  
まんなか



令和8年2月  
苦小牧市



## 一部改訂する背景

今回的一部改訂は、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」及び「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）」に対応するため

- 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の給付化による量の見込み及び確保方策の設定
  - 満三歳以上限定小規模保育事業の創設による確保方策の設定
- を追記しました。

修正箇所は、第4章のみのため、当該部分を抜粋して作成しており、変更箇所は下線を引いております。

その他の事項は、令和7年3月発行の「第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」を御参照ください。

## 目 次

<b>第4章 子ども・子育て支援事業計画</b> .....	<b>3</b>
1 教育・保育提供区域について .....	5
2 児童数の推計 .....	6
3 量の見込みについて .....	7
<u>(乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の量の見込みの基本的な考え方を追加)</u>	
4 教育・保育施設等の量の見込み及び確保方策 .....	10
<u>(満三歳以上限定小規模保育事業の確保方策を追加)</u>	
<u>(乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の量の見込み及び確保方策を追加)</u>	
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 .....	16
<u>(乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）が教育・保育施設等へ移行のため削除)</u>	

## 第4章 子ども・子育て支援事業計画



## **1 教育・保育提供区域について**

---

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

### **（1）教育・保育提供区域とは**

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

### **（2）苫小牧市の区域設定の考え方**

本市における教育・保育提供区域の設定にあたっては、現状の教育・保育施設等の設置・利用状況、将来にわたる児童数及び教育・保育ニーズの変化等を勘案し、既存の地域資源を最大限活用することで、教育・保育ニーズに対応することとします。本計画においては、第1期計画の考え方を承継し、市全域を1つの提供区域とします。

## 2 児童数の推計

計画期間内の小学生以下の推計人口を記載します。

教育・保育事業の年度当初の対象人口である4月1日の1歳階級別の人口を基に「コーホート変化率法」により、各年度当初の児童数を推計します。

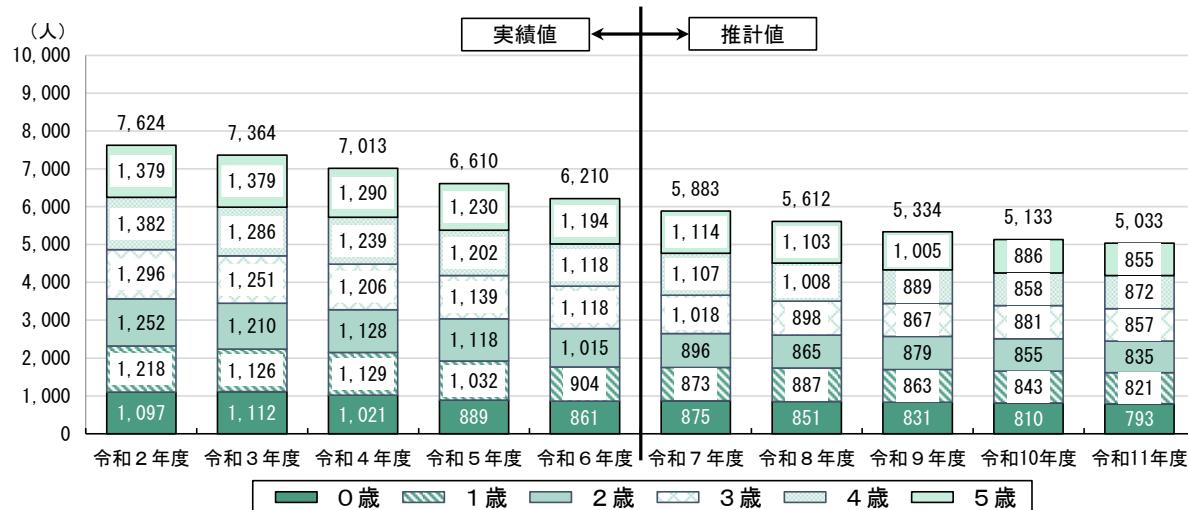
### コーホート変化率法

「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計目標が比較的近い将来の人口であり、過去の変化率が近い将来も継続することが予想される場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

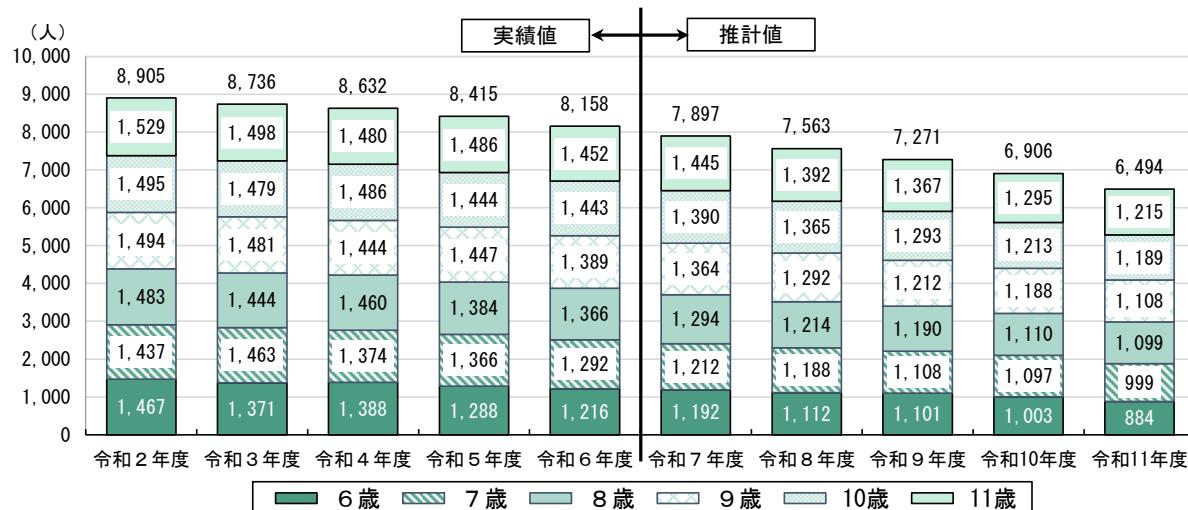
### (1) 未就学児（0～5歳）

未就学児の人口の減少が続き、令和6年度から令和11年度までの5年間で1,177人(19.0%)減少することが見込まれます。



### (2) 小学生（6～11歳）

今後も、小学生人口の減少傾向は続き、令和6年度から令和11年度までの5年間で1,664人(20.4%)減少することが見込まれます。



### 3 量の見込みについて

#### (1) 量の見込みとは

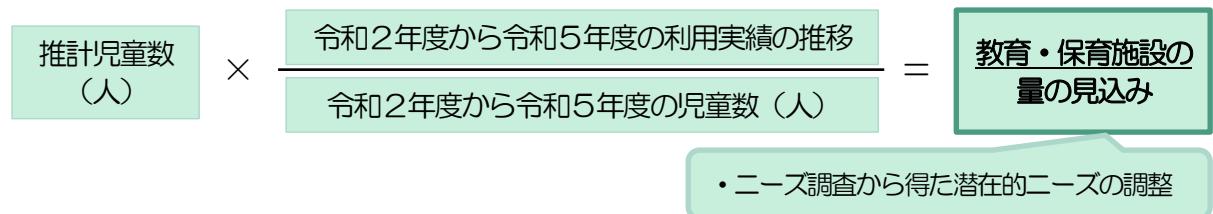
子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、計画の中で、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとなっています。

#### (2) 量の見込みの基本的な考え方

##### ①教育・保育施設

ニーズ調査に基づく利用率をもとに令和2年度から令和5年度までの利用実績を勘案した当該年齢に占める割合（利用率）の推移を算出し、それに計画期間内の推計人口を乗じ、量の見込みを算出します。

そのため、利用実績から推計できない潜在的なニーズを個別調整し、設定を行います。



なお、具体的な算出方法は以下のとおりです。

##### ■教育・保育施設

認定区分	考え方
1号認定 (教育事業 3~5歳)	○令和2年度から令和5年度までの3~5歳までの子どもの人数に占める「教育」(認定こども園、新制度幼稚園、私立幼稚園)の利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の推計児童数に乗じて算出 ○なお、近年の3~5歳の「保育」の利用意向の上昇を勘案し、さらに2号認定に移行するものとして設定
2号認定 (保育事業 3~5歳)	○令和2年度から令和5年度までの3~5歳までの子どもの人数に占める「保育」(認定こども園、保育所)の利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の推計児童数に乗じて算出 ○なお、近年の3~5歳の「保育」の利用意向の上昇を勘案し、推計値にさらに上乗せを行い設定
3号認定 (保育事業 0、1、2歳)	○令和2年度から令和5年度までの0歳、1・2歳の子どもの人数に占める「保育」(認定こども園、保育所)の利用率の推移が今後も続くものと想定し、0歳、1歳、2歳それぞれの各年度の推計児童数に乗じて算出 ○なお、近年の3歳未満の「保育」の利用意向の上昇を勘案し、推計値にさらに上乗せを行い設定

## ②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

国の手引きを参考としつつも、本市のニーズと先行的に実施してきた全国の利用実績を鑑みて算出します。対象児童数に、ニーズ調査の結果である“定期的に幼稚園、保育施設等を利用したい”と回答した割合(88.7%)を掛け合わせた値を利用認定者数とし、それに全国の実際に利用した割合(29.54%)と全国の利用者の平均利用時間(7時間)を掛け合わせて必要受入時間数を算出します。ただし、定員1人1月あたりの受入可能時間数は8時間×22日=176時間であることから、176時間で割り返した必要定員数を量の見込みとします。



なお、「乳児等通園支援事業の対象児童数」に係る具体的な算出方法は以下のとおりです。

### ■乳児等通園支援事業

区分	考え方
0歳 ※0歳は生後6か月から	○生後6か月からの受け入れであるため、0歳の推計児童数の半数から3号認定(0歳)における教育・保育施設の量の見込みの半数を差し引く $\text{○} (\text{0歳児推計児童数} \div 2) - (\text{3号認定(0歳)} \text{における教育・保育施設の量の見込み} \div 2)$
1、2歳	○各年齢の推計児童数から3号認定(1、2歳)における教育・保育施設の量の見込みを差し引く $\text{○} 1\text{歳児あるいは2歳児児童数} - \text{3号認定(1歳児あるいは2歳児)における教育・保育施設の量の見込み}$

※1 第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査、「ニーズ調査(未就学児調査)で“定期的に幼稚園、保育施設等を利用したい”と回答した割合」より引用

※2 こども家庭庁「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会(第3回) 資料：令和7年度の実施状況等について」より引用

※3 こども家庭庁「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会(第2回) 資料：令和8年度以降の利用可能時間について」より引用

**■地域子ども・子育て支援事業**

事業名	考え方				
延長保育事業	○令和2年度から令和5年度までの0～5歳児の保育利用者の占める利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の保育事業利用者数に乘じて算出				
放課後児童健全育成事業	○令和2年度から令和5年度までの利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の6～11歳児の推計人口に乘じて算出 ○なお、令和6年度の申し込み状況に合わせて上乗せを行い設定				
子育て短期支援事業	○令和2年度から令和5年度までの利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の0～5歳児の推計人口を乗じて算出 ○なお、令和5年度の申し込み状況に合わせて上乗せを行い設定				
地域子育て支援拠点事業	○令和2年度から令和5年度までの量の見込みの推移が今後も続くものと想定し、各年度の0～2歳児の推計人口を乗じて算出				
一時預かり事業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">幼稚園型</td> <td>○令和2年度から令和5年度までの利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の幼稚園利用者数に乘じて算出</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート・センター事業及び保育所等における一時預かり</td> <td>○令和2年度から令和5年度までの量の見込みの推移が今後も続くものと想定し、各年度の0～5歳児の推計人口を乗じて算出</td> </tr> </table>	幼稚園型	○令和2年度から令和5年度までの利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の幼稚園利用者数に乘じて算出	ファミリー・サポート・センター事業及び保育所等における一時預かり	○令和2年度から令和5年度までの量の見込みの推移が今後も続くものと想定し、各年度の0～5歳児の推計人口を乗じて算出
幼稚園型	○令和2年度から令和5年度までの利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の幼稚園利用者数に乘じて算出				
ファミリー・サポート・センター事業及び保育所等における一時預かり	○令和2年度から令和5年度までの量の見込みの推移が今後も続くものと想定し、各年度の0～5歳児の推計人口を乗じて算出				
病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	○令和2年度から令和5年度までの量の見込みが今後も続くものと想定し、各年度の0～5歳児の推計人口を乗じて算出				
子育て援助活動支援事業（就学児）	○令和2年度から令和5年度までの量の見込みが今後も続くものと想定し、各年度の6～11歳児の推計人口を乗じて算出				
利用者支援事業	○居住地域に関わらず、身近な場所で利用することを踏まえ設定				
妊婦健康診査事業	○令和2年度から令和5年度までの利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の0歳児の推計人口を乗じて算出				
乳児家庭全戸訪問事業	○各年度の0歳児の推計人口（乳児すべてに対応することを想定）				
養育支援訪問事業	○令和2年度から令和5年度までの利用率の推移が今後も続くものと想定し、各年度の0歳児の推計人口を乗じて算出				
子育て世帯訪問支援事業	○移行前の養育支援訪問事業の量の見込みが今後も続くものと想定				
児童育成支援拠点事業	（中間見直し時に調整）				
親子関係形成支援事業	（中間見直し時に調整）				
妊婦等包括相談支援事業	○面談回数を3回（うち1回はアンケート）行うこととし、各年度の0歳児の推計人口を乗じて算出				
乳児等通園支援事業	○令和8年度から教育・保育施設等へ移行				
産後ケア事業	○平成30年度から令和5年度までの利用率の推移が今後も続くものと想定。出生数が減少していることから、対象者数は減少しているものの、複数回支援が必要な産婦が増えていることから、推計人口は使わず、利用率の推移のみで算定				

## 4 教育・保育施設等の量の見込み及び確保の方策

### (1) 教育・保育施設

計画期間内の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		園数 (うち新設)	園児数	園数 (うち新設)	園児数	園数 (うち新設)	園児数	園数 (うち新設)	園児数	園数 (うち新設)	園児数
量(利用者数) の見込み	0歳	19	385	21 (2)	374	21	366	21	356	21	349
	1歳		428		432		433		424		414
	2歳		403		406		407		399		390
	3~5歳 (1号)		1,569		1,428		1,296		1,226		1,204
	3~5歳 (2号)		1,670		1,581		1,465		1,399		1,380
	計		4,455		4,221		3,967		3,804		3,737
	認定こども園		0歳 1歳 2歳 3~5歳 (1号) 3~5歳 (2号) 計		130 173 212 1,354 908 2,777		137 180 219 1,561 998 3,095		137 180 219 1,561 998 3,095		137 180 219 1,561 998 3,095
確保 方策 (利用定員) (入)	保育所	14	0歳 1歳 2歳 3~5歳 (2号) 計		121 173 210 646 1,150		121 173 210 646 1,150		121 170 207 622 1,120		121 170 207 622 1,120
			満三歳未満等 小規模保育 事業所	14	92 86 100 278	14	92 86 100 278	14	92 86 100 278	14	92 86 100 278
			満三歳以上 限定小規模 保育事業所		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0
			新制度幼稚園		3~5歳 (1号)		3 (▲1)		335		335
			幼稚園 (私学)		3~5歳 (1号)		- (▲1)		-		-
	計	52	0歳 1歳 2歳 3~5歳 (1号) 3~5歳 (2号) 計		343 432 522 2,074 1,554 4,925		350 439 529 1,896 1,644 4,858		350 439 529 1,896 1,644 4,858		350 436 526 1,896 1,620 4,828
			0歳 1歳 2歳 3~5歳 (1号) 3~5歳 (2号)		▲42 4 119 505 ▲116		▲24 7 123 468 63		▲16 6 122 600 179		▲6 12 127 670 221
			確保方策一 量の見込み								1 22 136 692 240

## ①1号認定（3～5歳）

### 【事業の概要】

3～5歳で就学前の教育を希望する子どもを対象に、幼児教育を提供します。

教育・保育を提供する施設・事業は、本市では認定こども園、新制度幼稚園、幼稚園（私学）が該当します。

### 【確保方策】

現状で、量の見込みを上回る確保方策が講じられていることから定員が確保されており、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

なお、新制度幼稚園と幼稚園（私学）2園が、令和8年度から認定こども園への移行が予定されていますが、量の見込みに対応できると考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	1,569	1,428	1,296	1,226	1,204
確保方策（人）	2,074	1,896	1,896	1,896	1,896
認定こども園	1,354	1,561	1,561	1,561	1,561
新制度幼稚園	410	335	335	335	335
幼稚園（私学）	310	0	0	0	0
確保方策一量の見込み（人）	505	468	600	670	692

## ②2号認定（3～5歳）

### 【事業の概要】

3～5歳で保育の必要性の認定を受けた児童を対象に、定期的な保育を提供します。定期的な保育を提供する施設は、本市では認定こども園、認可保育所、満三歳以上限定小規模保育事業所（令和8年度から）が該当します。

### 【確保方策】

令和7年度には確保方策を上回る量の見込みが想定されますが、令和8年度に新制度幼稚園と幼稚園（私学）2園が認定こども園への移行により、新たな確保方策が講じられ、量の見込みに対応できると考えています。また、令和8年度から制度化された満三歳以上限定小規模保育事業所は現状の施設数で量の見込みに対応できることから整備は不要と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	1,670	1,581	1,465	1,399	1,380
確保方策（人）	1,554	1,644	1,644	1,620	1,620
認定こども園	908	998	998	998	998
保育所	646	646	646	622	622
満三歳以上限定小規模保育事業所		0	0	0	0
確保方策一量の見込み（人）	▲116	63	179	221	240

### ③3号認定（2歳）

#### 【事業の概要】

保育の必要性があると認定された2歳児を対象に、定期的な保育を提供します。

定期的な保育を提供する施設は、本市では認定こども園、保育所、小規模保育事業所が該当します。

#### 【確保方策】

現状で、量の見込みを上回る確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	403	406	407	399	390
確保方策（人）	522	529	529	526	526
認定こども園	212	219	219	219	219
保育所	210	210	210	207	207
小規模保育事業所	100	100	100	100	100
確保方策一量の見込み（人）	119	123	122	127	136

### ④3号認定（1歳）

#### 【事業の概要】

保育の必要性があると認定された1歳児を対象に、定期的な保育を提供します。

定期的な保育を提供する施設は、本市では認定こども園、保育所、小規模保育事業所が該当します。

#### 【確保方策】

現状で、量の見込みを上回る確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	428	432	433	424	414
確保方策（人）	432	439	439	436	436
認定こども園	173	180	180	180	180
保育所	173	173	173	170	170
小規模保育事業所	86	86	86	86	86
確保方策一量の見込み（人）	4	7	6	12	22

## ⑤3号認定（0歳）

### 【事業の概要】

保育の必要性があると認定された0歳児を対象に、定期的な保育を提供します。

定期的な保育を提供する施設は、本市では認定こども園、保育所、小規模保育事業所が該当します。

### 【確保方策】

出生数の減少が続くものと想定しておりますが、保育ニーズは高まることから、量の見込みに対する確保方策を講じる必要があると考えています。

一方で、全体として施設整備の必要はないと考えていることから、各園には超過入所により対応することで令和11年度までに量の見込みに対応できると考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	385	374	366	356	349
確保方策（人）	343	350	350	350	350
認定こども園	130	137	137	137	137
保育所	121	121	121	121	121
小規模保育事業所	92	92	92	92	92
確保方策一量の見込み（人）	▲42	▲24	▲16	▲6	1

## (2) 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		園数 (うち新設)	定員数								
<u>量(必要定員数) の見込み(人)</u>	0歳					3					
	1歳					5					
	2歳					4					
	計					12					
<u>確保方策 (人)</u> <u>上段：一般型</u> <u>下段：余裕活用型</u>	0歳					1					
	1歳					0					
	2歳					6					
	計					20					
<u>確保方策一 量の見込み</u>	0歳					▲2					
	1歳					7					
	2歳					7					
	計					12					

中間見直しにおいて、実績を勘案して算出します。

### 【事業の概要】

保育所、認定こども園、小規模保育事業所等に通園していない生後6か月から満3歳未満児を対象に、月10時間までの利用可能時間の枠の中で、時間単位で柔軟に利用できる通園制度を提供します。

### 【確保方策】

出生数の減少が続くものと想定していますが、次ページ〈参考〉のとおり算出した量の見込みに対する確保方策を講じる必要があると考えています。

確保方策としては、一般型により確保することを基本とし、教育・保育施設の利用定員の空き枠で実施する余裕活用型により充実を図ります。

1・2歳児は、一般型のみで量の見込みを上回る確保方策が講じられています。

0歳児は、一般型では確保方策が不足するため、余裕活用型も含めた確保方策を講じる必要があります。

## 〈参考〉

### 【量の見込み（必要定員数）の算出方法】

- ・対象年齢（0歳6か月～満3歳未満児）の未就園児数

	<u>令和7年度</u>	<u>令和8年度</u>	<u>令和9年度</u>
<u>0歳(人)</u>		<u>251</u>	<u>241</u>
<u>1歳(人)</u>		<u>448</u>	<u>424</u>
<u>2歳(人)</u>		<u>336</u>	<u>350</u>

※0歳児は生後6か月からの受入れのため推計児童数を半分にした値

- ・未就園児のうち、本制度の認定を受ける利用認定者数（利用希望率88.7%※で算出）

※ニーズ調査（未就学児調査）で“定期的に幼稚園、保育施設等を利用したい”と回答した割合

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
0歳(人)		223	214
1歳(人)		398	377
2歳(人)		299	311

- ・利用認定者数のうち、実際に利用する利用者数（実際の利用率 29.54%<sup>※</sup>で算出）

※こども家庭庁「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第3回）資料：令和7年度の実施状況等について」より

	<u>令和7年度</u>	<u>令和8年度</u>	<u>令和9年度</u>
<u>0歳(人)</u>		<u>66</u>	<u>64</u>
<u>1歳(人)</u>		<u>118</u>	<u>112</u>
<u>2歳(人)</u>		<u>89</u>	<u>92</u>

- 実際に利用する利用者数×平均利用時間数（7時間※で算出）

※こども家庭庁「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第2回）資料：令和8年度以降の利用可能時間について」より

	<u>令和7年度</u>	<u>令和8年度</u>	<u>令和9年度</u>
<u>0歳（時間）</u>		462	448
<u>1歳（時間）</u>		826	784
<u>2歳（時間）</u>		623	644

- ・定員1人1月あたりの受入れ可能時間数：月176時間（8時間×22日）

- ・利用者数 × 平均利用時間数 ÷ 定員 1人 1月あたりの受入れ可能時間数 = 必要定員数

例) 〇歳(令和8年度)の場合:

$$462 \text{ 時間} \div 176 \text{ 時間} = 26 \text{ 人} \rightarrow 3 \text{ 人 (繰り上げ)}$$

	<u>令和7年度</u>	<u>令和8年度</u>	<u>令和9年度</u>
<u>0歳(人)</u>		<u>3</u>	<u>3</u>
<u>1歳(人)</u>		<u>5</u>	<u>5</u>
<u>2歳(人)</u>		<u>4</u>	<u>4</u>

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

計画期間内の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

### 【既存事業】

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		か所数 (うち新規)	利用者数								
延長保育事業 (人)	量の見込み	13	176	13	168	13	160	13	154	13	151
	確保方策		176		168		160		154		151
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
放課後児童 健全育成事業 (人)	量の見込み	38	1,684	38	1,661	38	1,643	38	1,604	38	1,549
	確保方策		1,684		1,661		1,643		1,604		1,549
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
子育て短期 支援事業 (人日)	量の見込み		176		168		160		154		151
	確保方策		176		168		160		154		151
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
地域子育て 支援拠点事業 (人日)	量の見込み	5	9,207	5	8,964	5	8,722	5	8,479	5	8,237
	確保方策		9,207		8,964		8,722		8,479		8,237
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
一時 預かり 事業	量の見込み	24	110,595	24	108,581	24	106,567	24	104,553	24	102,538
	確保方策		110,595		108,581		106,567		104,553		102,538
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
保育所等 (人日)	量の見込み	8	6,088	8	6,011	8	5,934	8	5,857	8	5,780
	確保方策		6,088		6,011		5,934		5,857		5,780
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
病児保育 事業等 (人日)	量の見込み	5	318	5	313	5	307	5	302	5	297
	確保方策		318		313		307		302		297
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
子育て援助 活動支援事業 (就学児) (人日)	量の見込み		1,714		1,642		1,579		1,499		1,410
	確保方策		1,714		1,642		1,579		1,499		1,410
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
利用 者 支 援 事 業	量の見込み	2			2		2		2		2
	確保方策		2		2		2		2		2
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
こども家庭 センター型 (か所)	量の見込み	2			2		2		2		2
	確保方策		2		2		2		2		2
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
妊婦健康診査 事業 (回)	量の見込み		11,820		11,495		11,225		10,941		10,712
	確保方策		11,820		11,495		11,225		10,941		10,712
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
乳児家庭全戸 訪問事業 (人)	量の見込み		875		851		831		810		793
	確保方策		875		851		831		810		793
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
養育支援訪問 事業(専門的 相談支援) (人)	量の見込み		235		232		229		224		219
	確保方策		235		232		229		224		219
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0

**【新規事業】**

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	か所数 (うち新規)	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数
【新規】 子育て世帯訪問支援事業 (人日)	量の見込み		286		286		286		286		286
	確保方策		286		286		286		286		286
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
【新規】 児童育成支援拠点事業 (人)	量の見込み										
	確保方策										
	確保方策-量の見込み										
【新規】 親子関係形成支援事業 (人)	量の見込み										
	確保方策										
	確保方策-量の見込み										
【新規】 妊娠等包括相談支援事業 (回)	量の見込み		2,625		2,553		2,493		2,430		2,379
	確保方策		2,625		2,553		2,493		2,430		2,379
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0
【新規】 乳児等通園支援事業 (人日)	0歳児	量の見込み									
	0歳児	確保方策									
	0歳児	確保方策-量の見込み									
	1歳児	量の見込み									
	1歳児	確保方策									
	1歳児	確保方策-量の見込み									
	2歳児	量の見込み									
	2歳児	確保方策									
	2歳児	確保方策-量の見込み									
【新規】 産後ケア事業 (人日)	量の見込み		981		1,030		1,082		1,136		1,193
	確保方策		981		1,030		1,082		1,136		1,193
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0

現在未実施のため、今後ニーズの把握に努めるとともに、実施の必要性も含めて検討します。実施する場合は、中間見直しのタイミングとは関係なく、決定した時点で、当該事業部分のみ計画の見直しを行います。

地域子ども・子育て支援事業としての位置づけは令和7年度限りで令和8年度に給付化されることから、教育・保育施設等へ移行します。

## (1) 延長保育事業

### 【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に保育所等にて保育を実施する事業です。

### 【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	176	168	160	154	151
実施か所数	13	13	13	13	13
確保方策(人)	176	168	160	154	151
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

## (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 【事業の概要】

共働き家庭など、留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室や校外の施設等を利用し、放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業です。

### 【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1,684	1,661	1,643	1,604	1,549
1学生	573	565	559	546	527
2学生	493	486	481	469	453
3学生	315	311	307	300	290
4学生	197	195	193	188	182
5学生	78	77	76	74	71
6学生	28	27	27	27	26
実施か所数	38	38	38	38	38
確保方策(人)	1,684	1,661	1,643	1,604	1,549
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

### (3) 子育て短期支援事業

#### 【事業の概要】

保護者が疾病、社会的事由等で、一時的に養育が困難な場合、その児童を里親や小規模型児童養護施設で短期的に預かる事業です。

#### 【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	176	168	160	154	151
確保方策（人日）	176	168	160	154	151
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

### (4) 地域子育て支援拠点事業

#### 【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	9,207	8,964	8,722	8,479	8,237
実施か所数	5	5	5	5	5
確保方策（人日）	9,207	8,964	8,722	8,479	8,237
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

### (5) 一時預かり事業

#### ①幼稚園預かり保育

#### 【事業の概要】

通常の教育時間の前後や、土曜・長期休暇期間中に幼稚園が行う事業です。

#### 【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	110,595	108,581	106,567	104,553	102,538
実施か所数	24	24	24	24	24
確保方策（人日）	110,595	108,581	106,567	104,553	102,538
私学助成	102,383	100,518	98,654	96,789	94,924
地域子育て支援事業	8,212	8,063	7,913	7,764	7,614
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

## ②ファミリー・サポート・センター事業及び保育所等

### 【事業の概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園、認定こども園、子育て支援センター、その他の場所において、一時的に保育を行う事業です。

### 【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	6,088	6,011	5,934	5,857	5,780
実施か所数	8	8	8	8	8
確保方策（人日）	6,088	6,011	5,934	5,857	5,780
一時預かり（一般型）	5,305	5,238	5,171	5,104	5,037
ファミリー・サポート・センター	783	773	763	753	743
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

## （6）病児保育事業・子育て援助活動支援事業〔病児・緊急対応強化事業〕

### 【事業の概要】

急な病気、または、病気からの回復期等で、集団保育が困難な子どもを一時的に保育する事業です。

### 【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	318	313	307	302	297
実施か所数	5	5	5	5	5
確保方策（人日）	318	313	307	302	297
病児・病後児対応型	252	248	244	240	236
体調不良児対応型	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター	66	65	63	62	61
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

※体調不良児対応型は3か所で実施しているものの、実施施設の在園児のみを対象としているため確保方策は0としています。

## (7) 子育て支援活動支援事業（就学児のみ）

### 【事業の概要】

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する子育て中の保護者と、支援を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。なお、本項目においては就学児を対象とした事業のみ、数値目標を設定します。

### 【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	1,714	1,642	1,579	1,499	1,410
確保方策（人日）	1,714	1,642	1,579	1,499	1,410
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

## (8) 利用者支援事業

### ①特定型

#### 【事業の概要】

子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や認定こども園、その他各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業です。

#### 【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
確保方策（か所）	2	2	2	2	2
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

### ②こども家庭センター型

#### 【事業の概要】

妊娠婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業です。

#### 【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
確保方策（か所）	2	2	2	2	2
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

## (9) 妊婦健康診査事業

### 【事業の概要】

安全な出産と健康な児の出産のため、市が委託した医療機関及び助産所において、妊婦が実施した健康診査について、費用の一部を公費負担する事業です。

基本健診 14 回、超音波検査 6 回を上限として助成します。

### 【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（回）	11,820	11,495	11,225	10,941	10,712
確保方策（回）	11,820	11,495	11,225	10,941	10,712
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業の概要】

母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象としています。

### 【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	875	851	831	810	793
確保方策（人）	875	851	831	810	793
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

## (11) 養育支援訪問事業（専門的相談支援）

### 【事業の概要】

養育支援が必要な家庭を対象に、保健師や看護師、保育士等の専門職が自宅に訪問し、保護者に対して具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図る事業です。

### 【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	235	232	229	224	219
確保方策（人）	235	232	229	224	219
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園等に必要な日用品、文房具の購入費、行事への参加費用、食事の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

本市においては、現行の子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園を対象に、①年収360万円未満または②第3子以降の園児（一部、兄弟の年齢要件あり）の給食費の一部を助成します。

## (13) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

### 【事業の概要】

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

（従前の「養育支援訪問事業（育児・家事援助）」から移行）

### 【確保方策】

従来の「養育支援訪問事業（育児・家事援助）」から移行する事業であるため、第2期計画（中間見直し）時点の確保方策を継承するものとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	286	286	286	286	286
確保方策（人日）	286	286	286	286	286
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

## (14) 児童育成支援拠点事業【新規】

### 【事業の概要】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない子どもを対象に、子どもの居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども及び家庭の状況に応じて、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

### 【確保方策】

支援が必要な家庭や子どもの実態を把握するとともに、当面は、実施に向けた検討を行います。

## (15) 親子関係形成支援事業【新規】

### 【事業の概要】

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもを対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の悩みや不安の相談・共有、情報交換の場の設置等の支援を行う事業です。

### 【確保方策】

支援が必要な家庭や子どもの実態を把握するとともに、当面は、実施に向けた検討を行います。

## (16) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

### 【事業の概要】

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

### 【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	875	851	831	810	793
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	2,625	2,553	2,493	2,430	2,379
確保方策	こども家庭センター	2,625	2,553	2,493	2,430	2,379
確保方策一量の見込み (合計回数)	0	0	0	0	0	0

## (17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

令和8年度から教育・保育施設等へ移行

## (18) 産後ケア事業【新規】

### 【事業の概要】

退院直後の母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

### 【確保方策】

現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	981	1,030	1,082	1,136	1,193
確保方策（人日）	981	1,030	1,082	1,136	1,193
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0





## **第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画 (一部改訂) 令和8年2月発行**

**発行：苫小牧市**

**編集：健康こども部こども育成課**

**TEL：(代)0144-32-6111 (直通)0144-32-6224**

**〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号**